

JFAEL大手町事務所 オープン記念セミナー報告

公認会計士 うえき めぐみ
植木 恵



去る2012年12月6日、大手町フィナンシャルシティのサウスタワーにて、会計教育研修機構（JFAEL）の大手町事務所オープン記念セミナーが行われた。同ビルの東京金融ビレッジには、IFRS財団の東京サテライトオフィス（アジア・オセアニアオフィス）も設置されており、今回のセミナーもIFRS導入対応セミナーシリーズと銘打たれたものとなっている。

セミナーは2部構成で、第1部では、IASB理事の鶯地隆継氏を招聘し、「最新のIASB活動状況～概念フレームワークプロジェクトの再開など～」と題しての基調講演が行われた。続いて第2部では、パート1でリースの新会計基準、パート2で銀行業界のIFRS導入につき、監査法人の実務担当者を交えたパネルディスカッションが行われた。

基調講演の概要

第1部の基調講演では、鶯地氏により、初めに国際会計基準審議会（IASB）での現在の主要プロジェクトについて簡単に触れた後、アジェンダ協議の結果を受けた今後のIASBの戦略的重点項目についての説明が行われた。各方面から強く要望のあった概念フレームワークの見直しについては、2015年の完成を目指してプロジェクトを再開する。また、新基準のリリースが続いたことから、今後は今までに開発された基準の適用と維持管理により注力すること、特に、IFRS第8号「事業セグメント」及びIFRS第3号「企業

結合」については、適用後レビューの対象とすることにより、当該基準がその設定の意図したとおりに機能しているかを確認し、さらに、基準適用上の課題やコストなどの洗出しを行うことなどが説明された。既に対応が予定されている優先プロジェクトはあるものの、今後の基準開発に向けては、各国の会計基準設定主体のネットワークを通じたりサーチ活動の活用が予定されている。

概念フレームワークのプロジェクト再開

概念フレームワークは、基準書そのものではなく、会計処理を直接的に規定するものではない。しかし、理想的な財務報告とは何かについて

の概念・ビジョンを確立することで、IASBがIFRSを開発する際の拠り所を提供する。財務諸表作成者にとってはIFRSを適用する際の、財務諸表利用者については財務情報を解釈する際の、また、監査人にとっては監査意見形成の際の拠り所でもある。

概念フレームワークのプロジェクトは、8つのフェーズに分かれて、



2004年から米国財務会計基準審議会（FASB）との共同で行われていた。しかしながら、リーマン・ショック後、金融商品会計の改訂その他の緊急を要する審議を優先させるために、第1章「目的」と第3章「質的特性」について公表したところでプロジェクトは中断されていた。約2年のブランクを経た、今回のIASB単独でのプロジェクト再開に際しては、アプローチを変更し、概念的に個々の論点を検討するのではなく、個別基準のレベルで生じた、既に識別されている矛盾点を基に全章を通じた包括的な整理を図るという方法を採用する。そのために、広範囲な意見聴取が行われる予定である。

リースの新会計基準：概要

続いて行われたパネルディスカッションのパート1では、リースの新会計基準をめぐり、まず、企業サイド出席者である三菱UFJリースの福山氏から簡単な概要説明が行われた。

リースの新会計基準は前回の公開草案に基づく再審議が実質的に終了し、2013年第1四半期に改訂公開草案がリリースされる予定である。新たな会計モデルでは、借手は使用権資産とリース料支払いに係る債務を認識するが、その後の費用認識については、借手による原資産の費消の程度が大きいかどうかにより、①債務に係る利息費用と使用権資産に関する償却費をそれぞれ認識する方法（リース当初に費用の計上が偏って発生する）、若しくは、②每期定額で支払リース料を認識する方法（期間を通じて費用が定額で発生するよう、使用権資産の減価を逆算調整す

る）のいずれかが適用される。②のケースに該当する取引の場合、リースの貸手は従来のオペレーティング・リースと同様の処理を行うことになる。

原資産の費消の程度については数値基準がないため、実態に応じた判断が必要となるが、実務上の便宜として、不動産のリース取引と、不動産以外（機器など）を対象とするリース取引とは異なる判断基準が提示され、前者では定額の支払リース料を認識する方法が原則とされるのに対し、後者では、利息費用と償却費を認識する方法が原則とされている。福山氏からは、このような二重アプローチの併用は「原資産の費消の程度」に関する判断を複雑にし、実務に混乱をもたらす危険があるとの指摘があり、既に実務が成熟した現行IAS第17号のファイナンス・リースとオペレーティング・リースの区分を今後も引き続き適用することが有用な解決法となるのではないかとの提案が行われた。

また、日本基準のリース会計には、いわゆる「300万円基準」があり、重要性が乏しいリース取引については簡便法が認められているが、IFRSにはそのような明示的記述はない。しかしながら、福山氏からは、合理的な取扱いの範囲であれば、簡便的な取扱いは、IFRS上も許容されてしかるべきではないかとの意見が示された。

リースの新会計基準：ディスカッション

パネルディスカッションでは、福山氏からの意見を受けて、主に、リースの区分と、重要性の判断についての意見交換が行われた。

1つ目のリースの区分に関しては、長谷川氏より、不動産と不動産以外にアプローチを分けた経緯として、貸手サイドの実務上の要請が主に考慮されたものであり、借手に対しても同一のアプローチを適用することは、基準簡素化のためとはいえ、必ずしも理論的な根拠に拠るものではないとの説明があった。また、茂木氏からは、IASBの考え方として、不動産は使用により必ずしも価値が減価しない（原資産の価値を費消しない）という点に着目した整理ではあるが、原資産の価値に関する費消割合が同じであっても、不動産とそれ以外でリースの区分が異なる点は理論的といえないとの発言があった。また、嶋田氏からは、不動産のリースといっても、その賃借料の大半が償却性資産である建物の使用権に起因する場合にはどうなのか、また、不動産以外の特殊なリース物件はどうかといった疑問が提示された。矢農氏からは、異なるアプローチで会計処理される使用権資産が一括して財政状態計算書上で表示されることについての、財務情報の有用性に関する疑問、また、②のアプローチによる場合の使用権資産の資産として

パネリスト：福山 徹氏（三菱UFJリース株式会社 経理部長）
 長谷川弘資氏（有限責任あずさ監査法人）
 矢農理恵子氏（あらた監査法人）
 茂木 哲也氏（新日本有限責任監査法人）
 嶋田 篤行氏（有限責任監査法人トーマツ）

の意義などについて、理論的な見地からの指摘があった。

リース基準適用における重要性の判断については、監査法人各氏より、質的金額視の観点から相応の重要性に基づく処理は認められるが、それは財務報告の透明性が担保される限りについてであり、原則的な方法によって処理されていない取引がある場合は、その財務諸表への影響度を把握する必要があることがコメントされた。重要性の判断に関する数値基準を、企業の規模や経済環境に関係なく一律で設定することは、かえって個別企業の実態に合わせた弾力的判断を妨げるものであり、財務報告の作成者、利用者のいずれにとっても望ましくない帰結をもたらしかねないとの指摘がなされた。

最後に、今後、リース会計が現状審議の方向で改訂された場合、借手におけるオフバランス化という効果はなくなるが、これにより、ビジネスとしてのリース取引は影響を受けるかとの質問について、福山氏より、リース取引は従前、会計上や税務上のメリットをとる目的のものが多かったが、経済環境の変化が従来以上に激しくなっている今般、設備投資の弾力性を求める指向が強まっており、そのような要請に基づくリース取引は、今後も需要が継続するとの見方が示された。

銀行業界のIFRS導入：概要

パネルディスカッションのパート2では、初めに、三菱東京UFJ銀行の山口氏から、問題点の概括が行われた。

米国株主が10%以上存在する企業

のM&Aについては、SECへの合併届出書(F-4)が必要であり、その場合、米国基準若しくはIFRSに基づく過去2事業年度の連結財務諸表と統合要約財務諸表(プロフォーマ情報)の提出が要求されること、しかしながら、これらの基準に基づく財務報告の作成並びに監査には相当の時間と手間がかかり、合併準備期間に影響を与えること、また、コンバージェンスが進んでいるとはいわれるものの、実際には、日本基準とIFRS(若しくは米国基準)では当期純利益などに相当の違いがあり、その影響は、特に銀行業では一般事業会社より顕著であることなどが説明された。山口氏は、乖離をもたらす共通要因として、以下の5点を特に強調した。

- デリバティブ・ヘッジ会計～業種別監査委員会報告第24号に基づき金融機関で行われているヘッジ会計が、IFRSでは通常ヘッジ適格として認められず、ヘッジ会計の適用が否認されること。
- 投資有価証券の減損～減損会計の適用上の判断が、日本基準は一般に緩やかであること。
- 貸倒引当金～貸出の実務について日本と欧米とでは違いがあり、引当方法の違いが生じること。
- 繰延税金資産～監査委員会報告第66号において繰延税金資産の回収可能性の考え方が一律整

理されており、日本基準上、その拘束を受けざるを得ないこと。

- 退職給付会計～未認識差異の取扱いで基準間の相違があったが、日本基準が改訂されたことで重要な問題はほぼ解消。

また、バーゼルⅢはIFRSをベースとして構想されており、邦銀にとっては、負債性資本調達に自己資本の計算から除外されることが大きな影響を与えると考えられている。地方銀行については、負債性資本調達が限定的なことが多く、また、預金超過であることもあり、問題はあまり顕在化しない可能性もあるが、いわゆるメガバンク3行については、それなりのハードルがあるのではないかとの見解が山口氏から示された。

銀行業界のIFRS導入：ディスカッション

パネルディスカッションでは、山口氏から重要な基準間の相違として指摘された点について、監査人サイドからコメントが示された。

- デリバティブ・ヘッジ会計(あずさ 福井氏)～近々、最終基準化予定の一般ヘッジは、リスク管理方針に基づく会計処理を弾力的に認めるが、クローズポートフォリオを前提としているため、オープンポートフォリオを前提とする銀行の包括ヘッジ(いわゆる、24号報告に基づくヘッジ)にはなじみにくく、ヘッジの非有効部分を測定する

パネリスト：山口 勝美氏 (三菱東京UFJ銀行 元主計室長)
 福井 淳氏 (有限責任あずさ監査法人)
 伊藤 嘉昭氏 (あらた監査法人)
 高木 竜二氏 (新日本有限責任監査法人)
 福井 良太氏 (有限責任監査法人トーマツ)

- 方針に変更もないため、今後のマクロヘッジの進展に期待する。
- 投資有価証券の減損（伊藤氏）～IFRS第9号の下では株式はすべて公正価値測定で減損会計は適用されないため、基準間相違が広がる。公正価値の把握が困難であることをもって取得原価での測定を継続することはできない。債券については減損会計が残るが、単なる公正価値との比較ではなく、予想損失モデルに基づく将来キャッシュ・フローの回収可能性の判断が必要であり、実務上、これをどのように行うのかは今後の検討が必要である。
- 貸倒引当金（高木氏）～現在の審議は3バケットモデルに基づくが、これは、個別金融商品につき、信用リスクの絶対レベルではなく、当初認識時点と比べた信用リスクの相対的な棄損の程度に焦点を当てるモデルであり、債務者単位で信用リスクの水準を検討し、根抵当で担保設定する邦銀の債権管理実務とどのように整合させるかが問題である。
- 繰延税金資産（トーマツ 福井氏）～日本基準では、監査委員会報告第66号が存在することにより繰延税金資産の回収可能性についての弾力的な判断が難しく、特に、金融機関は、過去、いわゆる4項ただし書（非経常的な理由により発生した繰越欠損金が存在する会社）に該当することで、その影響が大きかったが、今後、会社区分が変わることにより、基準間の相違は解消する方向にはあると思われる。
- セミナーの最後で、地震に見舞われるというハプニングに遭遇し、混乱のうちに終了したのが残念ではあったが、雨降って地固まるのとおり、JFAELには、大手町の地の利を得て活動をますます充実されるよう、その出発を寿ぎたい。